

付 議 第 6 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事から、別紙のとおり、高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号）第4条第1項の規定による学校給食費等の徴収及び同条例第5条の規定に基づく学校給食費等の減免に関する事務を教育委員会に委任することについて協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。

別紙

6 高行管第 536 号
令和 7 年 3 月 18 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

別添告示案のとおり知事の権限に属する事務の委任をするもの。

2 理由

高知県立学校における学校給食費等の徴収及び減免に関する事務については、貴委員会の所管する事務と一体的に執行することが効果的かつ効率的と認められることから。

3 効力の発生日

令和 7 年 4 月 1 日

参考資料 1

6 高教特第 号
令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県教育長 長岡 幹泰

事務委任の協議について（回答）

令和 7 年 月 日付け 6 高行管第 号で協議のあった事務委任について
は、同意します。

告 示

高知県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

令和7年3月 日

高知県知事 濱田 省司

1 委任する事務

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号）第4条第1項の規定による学校給食費等の徴収及び同条例第5条の規定に基づく学校給食費等の減免

2 委任する相手方

高知県教育委員会

3 委任する年月日

令和7年4月1日

告 示

◎ 地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任 (行政管理課)

参考資料3

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

令和6年10月18日条例第45号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例をここに公布する。

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立学校における学校給食及び寄宿舎食の実施並びに学校給食費、寄宿舎食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。第3号において「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 寄宿舎食 県立の特別支援学校の寄宿舎において提供する食事をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第2項の規定により同項に規定する保護者等が負担することとなる経費をいう。
- (4) 寄宿舎食費 寄宿舎食に要する経費のうち、保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第4条第1項において同じ。）が負担することとなる経費をいう。
- (5) 教職員学校給食費等 幼児、児童及び生徒以外の者であって、学校給食又は寄宿舎食と同様の食事の提供を受ける教職員その他のもの（第4条第1項において「教職員等」という。）が負担する経費をいう。
- (6) 学校給食費等 学校給食費、寄宿舎食費及び教職員学校給食費等をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 県は、県立学校のうち教育委員会規則で定める学校において、学校給食を実施するものとする。

2 県は、県立の特別支援学校の寄宿舎において、寄宿舎食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収等)

第4条 知事は、前条第1項の規定により実施される学校給食又は同条第2項の規定により実施される寄宿舎食の提供を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等及び教職員等（第3項において「学校給食費等負担者」という。）から学校給食費等を徴収するものとする。

2 学校給食費等の額は、教育委員会規則で定める。

3 学校給食費等負担者は、学校給食費等を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

（学校給食費等の減免）

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。